

志免町週休 2 日工事（土木関係）実施要領

1. 目的

本実施要領は、建設現場における労働環境の改善を図るため、志免町が発注する週休 2 日工事（土木関係）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休 2 日工事

①月単位の週休 2 日制

対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所による週休 2 日工事をいう。

②通期の週休 2 日制

対象期間全体を通じて、4 週 8 休以上の現場閉所による週休 2 日工事をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う現場を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。また、悪天候等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。ただし、下の①～⑥は対象期間には含まない。

①年末年始の期間（12 月 29 日～1 月 3 日の 6 日間）

②夏季の期間（8 月 13 日～8 月 17 日のうち連続した 3 日間）

③工場製作のみを実施している期間

④工事全体を一時中止している期間

⑤工事全体を発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

⑥受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

(4) 工事着手日

着手届に記載の着手年月日をいう。

(5) 工事完成日

完了届に記載の完了年月日をいう。

(6) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数÷対象期間の日数

(7) 4 週 8 休以上

①月単位の 4 週 8 休以上

対象期間内のすべての月で現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日・祝日の現場閉所（現

場休息)では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上に現場閉所(現場休息)を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

②通期の4週8休以上

対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

3. 対象工事

工事の規模、内容、地域特性等を総合的に勘案し、案件ごとに適切に判断するものとする。ただし、下の(1)～(3)に該当する工事は、いかなる場合も対象としない。

- (1) 応急工事などの災害緊急対策工事
- (2) 道路維持業務工事など単価契約で行う工事
- (3) 工期が4週間未満の工事

4. 発注方式

対象工事については発注者指定型(発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。)での月単位の4週8休又は通期の4週8休とするものとする。実施の可否については、受発注者で協議のうえ判断する。また、対象工事である旨及び、月単位の4週8休とするか通期の4週8休とするかの区分については、指名通知時又は入札公告時に仕様書等へ明示するものとする。

5. 工事費の積算

- (1) 以下の補正計数により補正する。

①それぞれの経費

	月単位の週休2日工事 (4週8休以上)	通期の週休2日工事 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

②市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上は、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」(別紙③)及び「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」(別紙④)によるものとする。

- (2) 発注時は適用する区分の4週8休以上の達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、適用する区分の4週8休に満たない場合は、減額変更する。

6. 実施方法等

(1) 条件明示等

発注者は週休 2 日に対応した工期を設定することとし、週休 2 日工事の対象であることを特記仕様書に明示する。記載内容は、「特記仕様書記載例」（別紙①）を参照のこと。

(2) 工事看板による標示

受注者は週休 2 日工事を実施する場合は「週休 2 日工事」と工事看板に標示し、現場に設置する。

(3) 実施報告

受注者は「休日取得計画・実績表」（様式①）に、現場作業日と現場閉所（現場休息）日がわかるように取りまとめ、提出する（「休日取得計画・実績表記載例」別紙②を確認すること）。

(4) 工期変更時の対応

設計変更等により工期が変更となる場合、受注者は「休暇取得計画・実績表」（様式①）の内容を変更し提出する。

(5) 監督員等の対応

監督員は週休 2 日工事の実施にあたり、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示は行わない。監督員及び工事成績評定で加点を行う職員は提出された「休日取得計画・実績表」（様式①）により週休 2 日工事の実施状況を確認する。

7. 週休 2 日未達成理由書

受注者は、4 週 8 休を達成できない見込みとなった場合に、「週休 2 日未達成理由書」（様式②）を提出する。

8. 工事成績評定表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定める額（少額随意契約の基準額）を超える工事で、4 週 8 休以上を達成した場合、工事成績評定表の「2. 施工状況」の「(2) 工程管理①」について原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。なお、4 週 8 休をできなかった場合であっても減点は行わない。

9. 週休 2 日実施証明書

週休 2 日工事に取り組み、以下の基準を満たした工事について、「週休 2 日実施証明書」（様式③）の発行について申請があった場合は、発行する。

(1) 発行基準

発注者が指定した区分の4週8休（現場閉所（現場休息）率が28.5%）以上を達成した場合。

(2) 発行方法

①受注者は、「週休2日実施証明書」（様式③）の発行を希望する場合は、工事検査完了後、監督員に「週休2日実施証明書発行申請書」（様式④）を提出する。

②受注者から「週休2日実施証明書発行申請書」（様式④）が提出されたら、監督員は、内容を確認したうえで「週休2日実施証明書」（様式③）発行の起案を行い、公印を押したうえで、受注者へ送付する。

10. その他

本実施要綱に定めない事項については、必要に応じて受発注者で協議し定めることとする。